

公立大学法人宮崎公立大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条—第14条）

第2節 役員会（第15条—第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条—第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条—第23条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

第5章 資本金等（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く地域に開かれた大学として生涯学習の振興、産業経済の発展及び文化の向上に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、宮崎公立大学（第17条第4号、第18条第2項第4号、第20条第5号及び第21条第2項第6号を除き、以下「大学」という。）を宮崎市船塚1丁目1番地2に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、宮崎市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を宮崎市船塚1丁目1番地2に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、宮崎市の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は宮崎市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者各3人をもって充てる。

(1) 第18条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第21条第2項第2号から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

6 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、選考会議を主宰する。

8 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命等）

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、4年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第12条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

（設置及び構成）

第15条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

（招集及び議事）

第16条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、役員会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 4 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 監事は、役員会において意見を述べることができる。
- (議決事項)

第17条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見に関する事項
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、委員8人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 法人の役員又は職員でない者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第4号に掲げる委員は、3人以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数管理その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員10人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (6) 法人の役員又は職員でない者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が指名する者

3 委員の任期は、2年とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事に関する事項のうち、人事の方針及び基準に関するもの（第20条第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を宮崎市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として宮崎市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を宮崎市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める規程による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 第11条第3項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長の任命は、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長の任期は、2年とする。

4 第2項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は、第14条第2項の規定にかかわらず、前項に定める学長の任期によるものとする。

(教育研究審議会の委員に関する特例)

5 第21条第2項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の教育研究審議会の委員は、同項第1号から第4号までに掲げる者をもって充てる。

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の際現に法人の監事である者の任期については、改正後の定款第14条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行前に開始した中期目標の期間に係る年度計画については、改正後の定款第17条第1号、第20条第1号及び第23条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

資産種別	所 在 地	地 目	地積 (㎡)
土地	宮崎市船塚1丁目1番2	学校用地	41,014
土地	宮崎市船塚1丁目13番	学校用地	1,835
土地	宮崎市船塚1丁目58番	学校用地	4,806
土地	宮崎市船塚1丁目59番1	学校用地	190
土地	宮崎市船塚1丁目59番2	学校用地	29
土地	宮崎市船塚1丁目60番	学校用地	557
土地	宮崎市船塚1丁目62番1	学校用地	128
土地	宮崎市船塚1丁目63番	学校用地	278
土地	宮崎市船塚1丁目64番	学校用地	408
合 計			49,245

別表第2

資産 種別	施設名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	研究講義棟、図書館、 情報センター	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄筋コンクリート造 7階建	10,316.83
建物	渡り廊下	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄筋コンクリート造 2階建	608.27
建物	管理棟	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄筋コンクリート造 2階建	1,360.49
建物	福利厚生棟	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄筋コンクリート造 2階建	1,303.89
建物	文化系課外活動施設	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄骨造1階建	117.16
建物	文化系課外活動施設	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄骨造1階建	117.16
建物	講堂	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建	1,484.48
建物	警備員棟	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	鉄骨造1階建	80.33
建物	作業員休憩棟	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	軽量鉄骨造1階建	25.77
建物	作業棟	宮崎市船塚1丁目1番地2、 64番地	軽量鉄骨造1階建	49.68
建物	体育館	宮崎市船塚2丁目184番地	鉄筋コンクリート造 1階建	1,524.64
建物	体育系課外活動施設	宮崎市船塚2丁目184番地	鉄骨造1階建	117.16
建物	体育系課外活動施設	宮崎市船塚2丁目184番地	鉄骨造1階建	105.48
建物	交流センター	宮崎市船塚1丁目58番地	鉄筋コンクリート造 1階建	788.55
建物	凌雲会館	宮崎市船塚1丁目58番地、59 番地1、59番地2、60番地	鉄筋コンクリート造 2階建	1,409.82
建物	教職員用宿舍	宮崎市船塚1丁目13番地	鉄筋コンクリート造 2階建	499.68
建物	留学生用宿舍	宮崎市船塚1丁目13番地	鉄筋コンクリート造 2階建	207.46
合 計				20,116.85